



# いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

和泉市立光明台南小学校

# 目次

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画
- 5 取り組み状況の把握を検証

## 第2章 いじめ防止

### ◇基本的な考え方

#### ○いじめの防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点
- (4) 自己有用感・自己肯定感を育む取り組み
- (5) 児童が自らいじめについて学ぶ取り組み

## 第3章 早期発見

### ◇基本的な考え方

#### ○いじめの早期発見のための措置（マニュアル）

- (1) 日々の観察
- (2) 定期的なアンケート
- (3) 児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくり
- (4) 観察の視点
- (5) 日記や連絡帳の活用
- (6) 教育相談（学校カウンセリング）の実施
- (7) 保護者との連携

## 第4章 いじめに対する対応の考え方

### ◇基本的な考え方

- (1) 迅速な対応
- (2) 共通認識と情報等の共有化
- (3) 学校全体としての取り組みに

#### ○いじめ発見・通報を受けたときの対応マニュアル

- (1) いじめられた児童又はその保護者への支援
- (2) いじめた児童への指導又は保護者への助言
- (3) いじめが起きた集団への働きかけ

## 第5章 インターネットを通じて行われるいじめへの対策

### ○ネット上のいじめへの対応

- (1) 「ネット上のいじめ」の発見
- (2) 書き込み内容の確認と保存
- (3) 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）
- (4) 掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

## 第6章 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態への対処

## 第7章 その他

（様式）

# 光明台南小学校いじめ防止基本方針

令和5年 4月 1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

学校は全ての児童に命の安全を確保し安心して学校生活が送れるために、教職員が一体となって児童を守り育てていかなばならない。その為には、常に児童一人ひとりの実情・学校の課題を把握しておく必要がある。

- ①未然防止の取り組みを最優先とする。
- ②全ての児童が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校とする。
- ③全ての児童が、授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善を常に行う。
- ④教師自身の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動には常に注意を払う。
- ⑤児童が多くの人と関わりを深める事で、自己有用感を獲得するようにする。
- ⑥指導に年間計画を位置づける。

以上の基本理念を踏まえ、いじめ防止のための組織を構成し、児童が安心・安全に学校生活をおくることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

### 2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2 条第1 項＞

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。》

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○具体的ないじめの態様は、以下のようなものをいう。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

いじめ対策委員会

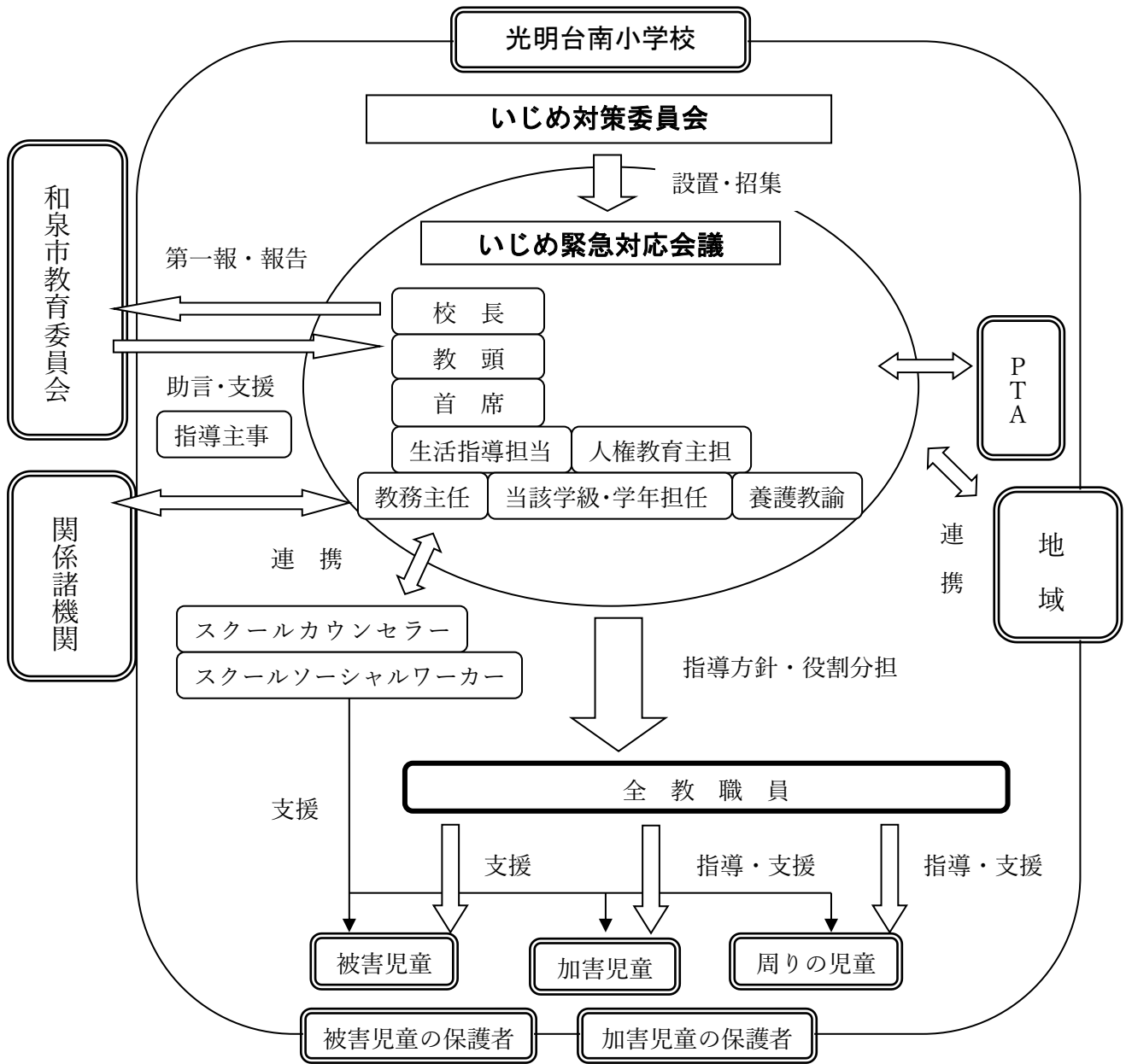
#### (2) 構成員

校長・教頭・首席・養護教諭・（人権教育・道徳教育・生活指導）各主任  
学年主任

#### (3) 役割

- ア.学校いじめ防止基本方針の策定
- イ.いじめ未然防止
- ウ.いじめの対応
- エ.教職員の資質向上のための校内研修
- オ.年間計画の企画と実践
- カ.年間計画進捗のチェック
- キ.各取組の有効性の検証・評価
- ク.学校いじめ防止基本方針の見直し・評価
- ケ.外部機関との連携・折衝・協議

【組織】



#### 4 年間計画

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

光明台南小学校いじめ防止年間計画(学校全体として)	
4月	<u>年間指導計画の見直しと重点目標の決定</u>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通理解研修</li> <li>・ 学校生活アンケート(1年生以外全学年)</li> </ul>
7月	・ 社会性測定用尺度
8月	・ 校内人権研修(集団作り等)
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通理解研修</li> </ul> <u>取り組み状況の把握と検証</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活アンケート(全学年)</li> </ul>
12月	・ 社会性測定用尺度
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活アンケート(全学年)</li> <li>・ 共通理解研修</li> <li>・ <u>取り組み状況の把握と検証</u></li> </ul>
3月	・ 社会性測定用尺度

○毎月、支援コーディネーターを中心に、気になる児童のサポート委員会を持つ。

○隔週毎に気になる子どもの情報交換

○職員会議の場で生活指導に関する研修

○4月当初策定の人権教育年間計画・道徳教育年間計画を随時、確認し、指導実践

#### 5 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、年度当初の年間計画を基に、各学期の終わりに必要に応じ会議を持ち、取り組みが計画通りに進んでいるかの把握・検証を行う。その結果を受け、必要に応じて、学校基本方針の見直しを実施する。

## 第2章 いじめ防止

### ◇基本的な考え方 『どの子にも起こりうる』

#### ○ いじめの防止のための措置

##### (1) いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を深めるため、「いじめは人間として絶対に許されない」という基本的な考えを教職員はもちろん、児童にも確認し、啓発を続ける。そのため、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境にする事を徹底したい。そのことを基盤として、人権に関する知的理解・人権感覚を育む学習活動を各教科・道徳・特別活動・総合的な学習等の時間にそれぞれの特質に応じ、共通なものとして総合的に推進していく。

##### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

「いじめは人間として絶対に許されない」という基本的な考え方は、単に知識として持つのではなく、その理解に努め、その行動に現すまでに至らないと意味をなさない。そこには上記にも記したが、児童の自尊感情の高まりが必要である。教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重の精神が溢れている事が根本となる。その上に立って、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを指導していく必要がある。その取り組みの中から、信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した学級・学校集団としての質を高めていきたい。

##### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

- ①児童一人ひとりを人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行っていく。そのために、教職員の人権感覚を研ぎ澄まし、児童の立場に立ち、守りきるという姿勢を養っていく。
- ②厳しい課題を有している児童を集団の中に位置づけ、児童の表情のうらにある心の叫びを敏感に感じ取る感性等、教職員自身の児童理解を深める人権感覚を高めて行く。
- ③学校の児童の現状や課題に即したテーマの設定や研修の形態を工夫し、児童に対する肯定的理解を深め、児童の自尊感情を高めるように努める。
- ④いじめ事象に関する事例研究を通して、実際の対応力、日々の児童の言動や人間関係の把握など、教職員の指導力の向上に努める。

##### (4) 自己有用感・自己肯定感を育む取り組み

- ①学級や仲間集団が、「あなたがいてくれてうれしい」と無条件に存在を認めてくれる場となることが大切。その為に、常に自分はもちろん、仲間の良いところに気づき、仲間を肯定的に見ることや、自分を肯定的に捉えることを通して、学級・学校の中での居場所をつくる力をつける。
- ②児童が、友だちとの感じ方や受け止め方の違いに気づき、多くの学習を通じて相手を尊重することを学ぶ機会「みんな違ってみんな良い」を生み出していく。

③児童が、一方的な思い込みをすることなく、協調的な態度でお互いを理解し、コミュニケーションを図り、お互いの信頼関係を築き、仲間と繋がる力をつける。相手の意見をしっかり聴く力や一つの目的を達成するために協力する力を育み、おたがいに協力し合いながら、問題を解決していく力も育みたい。

#### (5) 児童が自らいじめについて学ぶ取り組み

児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめを防止するような取り組みを、児童会活動や学級活動の機会を捉え、すすめていく。取り組む際には「いじめは人間として絶対に許されない」というスローガンを機会ある毎に掲げ、意識を高める。

いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまりに訴えることができないことがないような学びの場の設定も必要である。そのため、自分の思いを伝えることの大切さも日々の学習を通じて指導しておきたい。相談しやすい学校体勢も必要である。

## 第3章 早期発見

### ◇ 基本的な考え方

いじめは、隠匿性を持つものが多く、人の目につきにくい場所であったり、遊びやふざけ程度を装い行われたりする事が多いものであることを認識しておく。「ちょっと気になる・・・」という気づきが、すぐに対応すべき時であることを常に敏感に持っておかねばならない。その時、児童が発する深刻な信号である事が多いことも認識しておく必要がある。表面的にはみんなであざけ合っているように見える関わりの中に、いじめを疑う目も必要なことを心がけておくべきである事。又、全ての教職員が児童と信頼のおける話やすい、相談のしやすい関係性を築いておくことはとても大切なこと。

日頃から子どもをよく観察し、少しの変化も見逃さず、早期の対応を心がけることや、教職員の人権感覚、感性を研ぎ澄ませて、児童の心の訴えを感じ取る鋭い感性を持つことが必要。(児童の情報交換は常時行うことを心がける)

### 〇いじめ早期発見のための措置 (マニュアル)

■以下の(1)～(7)で、いじめ事象が起きている可能性があると確認できた場合には、すぐにいじめ対策委員会に報告し、いじめ緊急対応会議の招集について検討を行う。

#### (1) 日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、チェックリストを利用していじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。



#### ◆チェックリスト

1 遅刻・欠席・早退などが増えた。
2 朝の健康観察の返事に元気がない。
3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
6 グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
9 遊び仲間が変わった。
10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。
12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
13 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
16 クラブに参加するのをいやがる。
17 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
18 本意でない係や委員にむりやり選出される。
19 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
21 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

#### (2) 定期的なアンケート

- ・学校生活アンケートを実施し、気になる回答の児童には面談を実施する。

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

#### (3) 児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくり

- ・児童生徒の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

#### (4) 観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### (5) 日記や連絡帳の活用

- 日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### (6) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- 教職員と児童の信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

#### (7) 保護者との連携

常に保護者には児童の言動で気になることがあれば、連絡に心がける。又、各通信により、学級・学校の実態を発信し、常に、学校の様子についても注意を払ってもらうことを促す。特に、「学校は常にオープン」を毎月の学校便りで啓発し、保護者・地域・学校で児童を守る事の意識向上を図る。

## 第4章 いじめへの対応の考え方

### ◇ 基本的な考え方

いじめ事案への対応は、学校全体の課題として組織的に対応することが基本である。一部の教員が抱え込むことがないように、又、対応を一部の教員に任すことのないように組織で対応する事が大切である。

#### (1) 迅速な対応

いじめは、被害を受けた子どもに対して、精神的に大きな苦痛を与え、心の傷はその成長過程で大きな影響を及ぼす可能性がある。そのため、いじめが発覚した段階で迅速に対応し、解決に向けて取り組む必要がある。

#### (2) 共通認識と情報等の共有化

状況を素早く正確に把握しそれを共有するとともに「いじめは絶対に許さない」という姿勢を全教職員で確認し対応することが必要。

#### (3) 学校全体としての取り組みに

対応は学校全体の課題として位置づけ、組織的に取り組んでいく必要がある。校内で緊急体制を組み、児童の状況に応じて適切に役割分担し、迅速で的確な対応を行うことが必要。

## いじめ発見・通報を受けたときの対応マニュアル

### ①いじめを発見・通報を受ける。

#### [発見者]

☆報告（初期対応報告用紙 様式1）

【加害者と被害者の確認】誰が誰をいじめているのか？

【時間と場所の確認】いつ、どこで起こったのか？

【内容】どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？

【背景と要因】いじめのきっかけは何か？←加害の側の子どもの行動の正当化に引き込まれないように注意。

【期間】いつ頃から、どのくらい続いているのか？

### ②校長・教頭の管理職に連絡。

### ③いじめ対策委員会を招集。

具体的な対応方針を検討し、対応方針を決定。全教職員に報告し、情報の共有化。

### ④情報把握(児童の状態に最大限の配慮をする)

事実確認。指導記録。聞き取りの内容を時系列で整理し、情報の管理を徹底する。

### ⑤把握した情報を所轄の教育委員会へ報告。必要に応じて他の外部機関に連絡学校だけで対応が困難な場合、支援を要請。

※好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

※対応については、巻末の様式1に記録する。

## いじめが「解消している」とは

いじめが解消しているとは、次の2つの要件を満たされる必要がある。

### ① いじめに係わる行為が止んでいること

止んでいる状態が相当な期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安とする）

### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行していく。

## 問題レベルによる対応の仕方

\* どのレベルに該当するかは、いじめ対策委員会で判断する。

### レベル1

- ことばによるからかい
- 無視
- 攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い等）

↓  
管理職への報告を行い、担任・学年主任とともに保護者と該当児童を指導する。

### レベル2

- 仲間はずれ
- 悪口・陰口、軽度の暴言
- 攻撃的な言動

↓  
管理職・担任・生活指導担当教諭とともに保護者を交えて当該児童を指導する

### レベル3

- 暴言・誹謗中傷（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの）
- 脅迫、強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いもの）
- 暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いもの）

↓  
管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、スクールソーシャルワーカーと指導計画を立てながら学校・家庭で指導を強化する。

### レベル4

- 重い暴力
- 重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる）

↓  
管理職が関係機関と連絡を取り、当該教員が継続して指導する。  
（改善がみられない場合、教育委員会と相談し出席停止にし、校外で指導）

### レベル5

- 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為

↓  
管理職と相談のうえ、警察へ通報し被害届を出す。  
教育委員会が主導で、福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

## （1）いじめられた児童又はその保護者への支援

### （児童への対応）

教職員は、子どもからの訴えに対して、子どもが嫌なことをされてつらい思いをしているということを受け止める態度で接することが大切。児童の心の痛みに関心し、寄り添いながら話を聴くことが大切。

- ①児童の不安や恐怖等、様々な気持ちに関心し、安心感を与えること。
- ②事実確認する場合には、児童の心身の状態、発達段階に十分配慮して行う必要がある。事実を整理しながら聞いて聴き取ることが大切。
- ③職員の先入観に基づく指導や、被害児童に責任を転嫁する指導は、児童の内面をさらに傷つけたり周りのいじめを一層助長したりすることになるので、教職員は、児童の心の痛みに関心し、寄り添う姿勢で接することが大切。

④聴き取りには、児童にとって話しやすい教職員があたる。相談室で聴く等、話しやすい雰囲気を作り、プライバシーを守りながら、児童が望むこと・望まないこと等、意向を十分聴き取ることが大切。

(保護者への対応)

保護者の訴えや思いを十分に理解し受け止め、誠実に対応することが大切。

- ①保護者の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応し、丁寧に話を聴くことにより、保護者の不安や怒りの感情等を受け止めることが大切。
- ②保護者の思いを十分に聴き取った後、内容を整理し要約して、保護者に事実関係を確認する。
- ③事実確認は迅速に。それが児童や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことになる。
- ④学校でいじめを発見できなかったことについてのお詫びの気持ちを伝え、学校で確認し児童の様子や周りの状況などを説明する。
- ⑤今後の対応については、児童に対する心のケアや見守る体制等を説明し、「いつまで、何を、どのようにするか」という具体的な対応策を示すことが大切。

(2) いじめた児童への指導又は保護者への助言

「いじめ行為は、絶対にやめさせる」という揺るぎない信念と強い姿勢を持って指導するとともに、いじめに関わった児童の背景や課題を理解し、かけがえのない存在として受け止める姿勢が大切。

(児童への対応)

- ①いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容を基に、正確に事実を確認していくという姿勢で向き合うことが大切。
- ②いじめを受けた児童の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせる。具体的な場面を振り返りながら、その時、自分が相手の立場であればどう感じたであろうかということ想像させる。相手への心の痛みへの共感性を育てることを通じて、加害児童の行動の変容につなぐことが大切。
- ③いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されることではないことを伝える。被害児童に対して、長期にわたり重大な影響を与えるものであるという点から、自分の行為の責任を理解させることが大切。
- ④加害児童が、いじめ行為にいたるには、様々な背景や課題があると考えられる。自分のことを真剣に心配してくれる教職員の姿勢が、児童の心を解きほぐし、信頼関係の基礎を築くことが大切。

### (保護者への対応)

次の様な姿勢を示しながら対応する

① 人間関係の持ち方、仲間への共感的な関わりなど、児童の将来に大切な姿勢や考え方を身に付けてもらえる機会としたいこと。

② 児童の成長に繋がる指導にしたいこと。

児童への接し方については、「一方的に叱るのではなく、子どもの思いも十分に聴いてあげてください」「いじめられた児童の気持ちについて、一緒に考えてみてください」等、具体的にできそうなことに絞って適切に助言することが大切。

### (3) いじめが起きた集団への働きかけ

全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りをすすめていく。「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

①はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を益々強める存在である事を理解させることが大切。

②被害児童、加害児童と「観衆」や「傍観者」の児童との人間関係を丁寧に把握し、それらの関係に配慮することが大切。

③「傍観者」の児童は、いじめ事象を結果的に容認しているという意味では、加害者といえる。「傍観者」の児童への働きかけが、いじめの対応の重要なポイントとなる。この児童らの価値観が「いじめを許さない」ものになれば、加害者は集団から支持されず、加害の児童にいじめをやめさせることにつながるようになる。

④「観衆」や「傍観者」の児童にとっては、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安があることが考えられる。全ての教職員が一丸となって、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを、児童に知らせておくことが大切。

## 第5章 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

携帯電話のメールやインターネットの利用の増加に伴い、ネット上での、児童に対する誹謗・中傷が行われている実態があり、新しい形を持ったいじめ問題になっている。ネット上で次のようなことが行われている。

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われている。
- ②匿名性から、簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ③ネット上に掲載された個人情報や画像は、安易に加工ができ、悪用される可能性が大きい。
- ④個人情報が流出する可能性が大きく、回収は困難。又、そのため不特定多数の人からアクセスされる。

高学年になれば、多くの児童が携帯電話を所持するので、「個人情報の大切さ」について、警察署の方から指導していただいている。又、学校便りなどを通して、保護者へも個人情報の大切さを啓発している。

○携帯電話の使用にはルールを作る

- ・有害サイトへのアクセス、迷惑メールへの返信をしない。
- ・悪口、誹謗中傷、個人情報を書き込まない。
- ・困ったことがあれば、必ず保護者に相談する。

○必ず、使用に関しては保護者が責任を持ってフィルタリングをかけるなど、保護者への協力を得るために啓発等の取り組みをPTA 関係委員会と共に行う。

○大阪府教育委員会「携帯・ネット上のいじめ等への対応プログラム」を活用した学習を充実させる。

### ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策（2017年度追記）

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

## ○ネット上のいじめへの対応処置

### ①チェーンメールによるいじめ

チェーンメールを受け取った時は、転送せずに削除させる。また、チェーンメールを止めることに抵抗のある場合は（財）日本データ通信協会迷惑メール相談センターにアクセス



### ②書き込み・画像等をアップさせる等のいじめ

#### (1) 「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも子どもや保護者、地域の方、卒業生のほか、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

#### (2) 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

→パソコンから見るできない場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。

→誹謗・中傷等の内容のプリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラ等で撮影する。

書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、関係機関に連絡する。

→犯罪に関わるケース…警察（被害の子ども・その保護者から被害届）

→生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

#### (3) 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい）

基本的には、被害の子どもが学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことはできるが、その場合には管理者への対応の情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることはできない。）

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページ欄に、件名、内容等の事項を書き込み送信する。

→個人の所属・氏名などを記載する必要なし。

#### (4) 掲示板等のプロバイダ（掲示板サービス提供会社等）に削除依頼

管理者の連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。

管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。

それでも削除されない場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。



## ○書き込み・画像等の削除依頼について（被害・加害への対処）

- ・依頼は、権利侵害をされた本人又はその保護者が行うことを基本とする。
- ・学校や教育委員会等が代わってすることもできるが、その場合は、情報提供となり対応の強制力に欠ける場合がある。なお、被害者本人や保護者からの委任状を添付することにより、強制力を持つ場合もある。

## ○掲示板等への誹謗・中傷等の対応

### ◆権利侵害情報の削除依頼

侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書を特定電気通信役務提供者あてに発送する。

（「プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト」



### ◆発信者の特定について

発信者情報開示請求を申請し、発信者を特定した場合は、他のいじめ事象の対応に沿って指導支援する。

## 第6章 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、和泉市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 第7章 その他

### I 関係法令

#### (1) 教育基本法

##### ①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

##### ②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

##### ③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

#### (2) 学校教育法

##### ①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

#### (3) いじめ防止対策推進法

##### ①第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(様式1)

# 初期対応報告書

令和 年 月 日

記入者氏名 ( )

被害児童 年 組 \_\_\_\_\_

加害児童 年 組 \_\_\_\_\_

年 組 \_\_\_\_\_

発見・認知 日時 月 日 ( )

### <いじめ発見のきっかけ>

1. 学級担任
2. 担任以外の教職員
3. 養護教諭
4. SC等相談員
5. アンケート調査
6. 本人からの訴え
7. 当該保護者からの訴え
8. 当該以外の児童生徒からの情報
9. 当該以外の保護者からの情報
10. 地域の住民から
11. 関係機関からの情報
12. その他(匿名)

### <認知時点の相談状況>

1. 学級担任に相談
2. 担任以外の教職員(養教・SC以外)に相談
3. 養護教諭に相談
4. SC等相談員に相談
5. 学校以外の相談機関に相談
6. 保護者や家族に相談
7. 友人に相談
8. その他の人に相談
9. 誰にも相談していない

### <いじめの様態>

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
2. 仲間はずれ、集団による無視
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
4. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする
5. 金品をたかられる
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる
9. その他

### 概要 (いじめと思われる行動の内容)

対応の確認（チェックと記録）

ステップ	担当者	日時	日時	日時
①発見		/ :	/ :	/ :
②管理職生指への報告		/ :	/ :	/ :
③対策委員会の招集		/ :	/ :	/ :
④情報収集・集約		/ :	/ :	/ :
⑤情報集約・共有		/ :	/ :	/ :
⑥報告（市教委）	管理職	/ :	/ :	/ :
⑦再発防止の取り組み		/ :	/ :	/ :
⑧事後の確認		/ :	/ :	/ :

## いじめ防止基本方針閲覧等の記録

※閲覧や活用をされた日時を記入しておきましょう。

項目	閲覧月日	活用月日
第1章 いじめ防止に関する本校の考え方		
1 基本理念		
2 いじめの定義		
3 いじめ防止のための組織		
4 年間計画		
5 取り組み状況の把握と検証		
第2章 いじめ防止		
基本的な考え方		
○いじめの防止のための措置		
（1）いじめについての共通理解		
（2）いじめに向かわない態度・能力の育成		
（3）いじめが生まれる背景と指導上の注意点		
（4）自己有用感・自己肯定感を育む取り組み		
（5）児童が自らいじめについて学ぶ取り組み		
第3章 早期発見		
基本的な考え方		
○いじめ早期発見のための措置（マニュアル）		
◆チェックリスト		
第4章 いじめに対する対応の考え方		
基本的な考え方		
○いじめ発見・通報を受けたときの対応マニュアル		
（1）いじめられた児童又はその保護者への支援		
（2）いじめた児童への指導又は保護者への助言		
（3）いじめが起きたときの集団への働きかけ		
第5章 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策		
○ネット上のいじめへの対応		
第6章 重大事態への対処		
第7章 その他		